

令和7年第7回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

- 1 開催日 令和7年4月22日（火）
- 2 場 所 宝塚市役所 第二庁舎 会議室A
- 3 開会時間 午後1時30分
- 4 閉会時間 午後2時30分
- 5 出席した委員の氏名
赤井 稔教育長、木野 達夫委員、松浦 一枝委員、石井 克馬委員及び春日井 敏之委員
- 6 除斥した委員の氏名
- 7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

管理部長	高田 輝夫	教育企画課長	飯田 博
学校教育部長	藤川 明人	学校教育課長	石田 勝久
社会教育部長	番庄 伸雄	学校教育課副課長	大善 雄
管理部次長	池本 和義	教育研究課副課長	前川 真宏
学校教育部次長	三ヶ尻桂子	教育支援課副課長	島谷 恵子
学校教育部次長	前田 政子	教育企画課係長	板垣 慎一郎
学校教育部次長	山下 昌裕	学校教育課係長	小池 明生
- 8 会議の書記
教育企画課事務職員 中瀬 陽子
- 9 議題

報告第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程の制定について）

報告第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について）

議案第12号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る採択方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について

報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について

報告事項 令和6年（2024年）度2月及び3月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について

会議の概要

開会 午後 1 時 30 分

赤井教育長

令和 7 年第 7 回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。

飯田課長

おられません。

赤井教育長

本日は、春日井委員がオンラインで出席されるということですが、少し遅れるとのことと、木野委員が少し遅れるという連絡を受けました。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項の規定により、過半数の委員の出席がありますので、本会が成立する旨報告いたします。本日の署名委員は松浦委員、よろしくお願いします。本日の付議案件は、報告事項 2 件、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 2 件です。それでは、進行について事務局からお願いします。

飯田課長

本日の付議案件は、報告事項 2 件、議決事項 1 件、議決事項以外の案件 2 件です。また、本日は春日井委員が遅れてオンラインで参加されますが、16 時以降は別件があり抜けられることとなっております。

案件は、報告第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程の制定について）、報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について）、議案第 12 号 宝塚市公立学校教科用図書採択に係る採択方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について、報告事項 令和 6 年（2024 年）度 2 月及び 3 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」についてです。

審議の順としましては、報告第 6 号、報告第 7 号、議案第 12 号、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱について、報告事項 令和 6 年（2024 年）度 2 月及び 3 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」についての順でお願いします。

なお、報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会委員の委嘱については、静ひつな採択環境の確保等のため非公開での報告でお願いいたします。また、いじめに関する報告については、個人に関する情報が含まれるため、非公開での報告でお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

赤井教育長

それでは、報告第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程の制定について）、担当課より説明をお願いいたします。

飯田課長

報告第 6 号 専決処分した事件について承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、令和 7 年 3 月議会において、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例が改正されたことに伴う規則の改正や、その他所要の整理を行うものです。

改正内容につきましては、これまで子どもの発熱や健康診断、予防接種等に限定されていた「子の看護休暇」の取得事由が、子の行事参加（入園式、入学式、卒園式、卒業式、運動会）にも利用できるよう取得事由が拡大されたことに伴い、名称を「子の看護等休暇」に改正します。また、特別休暇の取得申請を行う際の決裁ルートを市長部局に合わせる形で改正するほか、所要の文言の整理を行います。

教育委員会訓令の改正は、本来であれば教育委員会の会議においてご議論いただくべきものですが、3 月 21 日開催の教育委員会の会議に議案を提出することが困難であったことに加え、施行日である 4 月 1 日までに教育委員会の会議を開催することが困難であったことから、宝塚市教育委員会事務決裁規則第 7 条第 1 項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分したものです。

具体的な改正内容ですが、資料の 4 ページ目以降の新旧対照表をご覧ください。4 ページ目、5 ページ目が改正前の現行の表になっており、6 ページ目以降が改正案ということで、7 ページの真ん中辺り第 4 項を改正します。

まずは、7 ページの上のところです。執行機関の委員を任命する場合の、まず合議欄の所に、人権平和・男女共同参画課というところ下線を引いてますが、ここは令和 7 年から組織の名称が人権男女共同参画課から変わっておりまして、この組織名を改正します。それと、第 4 項の 1、2、3、4 行目、「子の看護休暇」を「子の看護等休暇」の名称を改正します。

その他、その下にも下線を引いてますが、こちらは、交通機関の遅延等によって特別休暇を取る場合ですとか、また夏期休暇について休暇を取る場合につきまして、これまでは第 8 項に記載をしていましたが、運用に合わせて本文の整理というところで、制度の変更を伴うような改正ではございません。

第 8 項のところでも同じように、職員課とか人材育成課に合議が必要な特別休暇ですね、第 10 号に該当するものを除くというような文言を追記するなどの整理をしております。8 ページ目以降、それぞれ改定をしておりますけれども、これまでの運用の実態に合わせて文言整理を行ったものです。説明は以上になります。

赤井教育長

ありがとうございました。それでは何かご質問等ありますか。
よろしいですか。

委員

(なし)

赤井教育長

無いですので、報告第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局等職務権限規程の一部を改正する規程の制定について）は、ご承認いただけるということでよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。

続きまして、報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について）、担当課より説明をお願いします。

飯田課長

報告第 7 号 専決処分した事件について承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、令和 6 年 4 月 1 日付け組織改正における室制度の廃止に伴う整備が漏れていたことを受け、宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正するものです。

教育委員会規則の改正は、本来であれば教育委員会の会議においてご議論いただくべきものですが、3 月 21 日開催の教育委員会の会議後に判明したことに加え、組織改正が行われた令和 6 年度内に改正を行うべく、宝塚市教育委員会事務決裁規則第 7 条第 1 項に規定する「緊急やむを得ないとき」に該当するとして、専決処分したものです。

内容につきましては、資料 11 ページ以降をご覧ください。具体的には 13 ページ、新旧対照表です。第 7 条ですけれども、これまで「教育支援室」という記載をしておりましたが、室制度の見直しで必要がなくなりましたので、「教育総合センター」に名称を変更させていただいております。説明につきましては以上になります。

赤井教育長

ありがとうございました。春日井委員、聞こえていますか。

春日井委員

はい、聞こえています。

赤井教育長

今、報告第 7 号に入っておりますので、よろしくお願いいたします。そうしましたら、何か質問等ありましたらお願いします。

石井委員

これは改正が漏れていたということですか。

飯田課長

はい、申し訳ありません。

石井委員

他にはないってことですか。

飯田課長

そうですね。

石井委員

分かりました。

赤井教育長

他、よろしいでしょうか。

それでは、報告第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（宝塚市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について）は、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

委員

（承認）

赤井教育長

ありがとうございます。続きまして、議案第 12 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、担当課より説明をお願いいたします。

前川副課長

議案第 12 号 宝塚市公立学校教科用図書採択にかかる基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、提案理由及び内容をご説明申し上げます。

本件は令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択するに当たり、その適正化を図るため、宝塚市公立学校教科用図書選定委員会に対して、基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究について諮問するものです。

諮問事項 1 の「令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書の採択の基本方針について」ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び学校教育法附則第 9 条第 1 項並びに令和 7 年 3 月 27 日付け文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」及び「令和 8 年度使用教科書の採択事務処理について」（以下「文部科学省通知」という。）に基づき、令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書を採択します。ついては、教育委員会が作成した基本方針（案）（別紙 2）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項 2 の「令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の採択方針について」ですが、学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図서가、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第 15 条の適用対象外となっており、採択する期間が規定されていないため、児童生徒一人ひとりの障害の種類や程度、症状に応じるように毎年採択替えを行うことができます。ついては、教育委員会が作成した採択方針（案）（別紙 3）について協議いただきたく、諮問いたします。

諮問事項 1 及び諮問事項 2 につきましては、別紙のとおり教育委員会案を選定委員会に提示し、本年 5 月 12 日までに選定委員会から答申をいただく予定です。その後、教育委員会の会議において、上記の答申内容が協議され、各方針が決定されました後に、「3 令和 8 年度使用学校教育法附則第 9 条第 1 項に規定する教科用図書の調査研究」を進めていただき、本年 7 月 16 日までに調査研究結果の答申をいただくこととしています。説明は以上です。

赤井教育長

ありがとうございます。そうしましたら、何か質問等ありましたらお願いします。

石井委員

教えていただきたいんですが、第 9 条第 1 項っていうのはどういった内容になるんでしょうか。

前川副課長

通常学級の子どもたちは教科書、教科用図書を選定したものを使っていますが、やはり障碍の程度とか、特別支援学級のその子に応じたものが必要な場合があります。そういった場

合には、通常学年の、例えば 4 年生だったら 3 年生とか 2 年生とか下の学年の本を使ったり、あるいは「☆本（ほしほん）」と呼ばれるものを使ったりするんですけども、それでも難しいというような場合には、この 9 条の規定に基づき、その子に合った例えば「絵本」というような場合も想定されます。そういった本を選択できるという規定になります。

石井委員

ありがとうございます。これは無償で、ですね。現場の声を吸い上げるような仕組みっていうのはあるんですか。児童一人ひとりになると思うんですけども。

山下次長

教科書は無償給与制度に則って行っているんですけども、その例外規定というようなものでありまして、基本的には 4 年の採択で、小学校であれば一昨年採択した分、中学校であれば去年採択したのを 4 年間使うんですけども、その障碍の有無に依ったり、また障碍が進んでいくこともありますので、そういう特別支援学級であったり、特別支援学校に在籍する児童生徒にとっては、毎年採択できます。今おっしゃったように、一人ひとりの図書の選定ですので、非常に作業が大変、大変というかですね、ここに落ちた教科書を選定するように、副課長が申しましたように、まず前提としては、ある程度こう知的に課題があるお子さんだったら、過学年本と言って、小学 5 年生だったら 4 年生とか 3 年生の本を使えないだろうかだとか、「☆本」という、文科省が著作権を持っている知的障害者用図書があるんですね。まずその辺りから本を選んでくださいと。それでも合わないのでしたら、今言ったように一般の図書で適したものを見てやってください、という流れになっています。

石井委員

実際は一般図書から選んできたりするんですか。

山下次長

もうほとんどが一般図書を選んでいるのが事実です。

赤井教育長

他、よろしいでしょうか。

春日井委員

要するに、支援学級及び支援学校については、極端に言えば、成育している人によって適した教科書的なものを採択、しかも毎年見直しをして採択してよいという、そういう立て付けになっているという理解でよろしいでしょうか。

山下次長

はい、その通りです。

春日井委員

なるほど。そうすると、必ずしも検定本ではなくて、今おっしゃったような一般図書や本の類であるとか、そういうことも含めて、幅広くその子にあったテキストを採択して充てているという、そういうことになるということですね。

山下次長

はい。教科に応じてどの本を選ぶかっていうことになるかと思いますが、その通りです。

春日井委員

分かりました。

松浦委員

毎年、展示がありますよね。その時に本当に絵本とか、こう、一般図書がすごいバラエティに富んだものがあるという風に見ています。

赤井教育長

基本方針と策定方針は統一の、この前、中学校でしたか、教科書選定したものはそのまま使うってような基本方針と選定方針が書かれている感じで、その特別支援の給与によるものだけが、毎年調査の結果によって、令和 8 年度に使うものをまた選定するっていう、そういう考え方の諮問でよろしいですか。

前川副課長

その通りです。

赤井教育長

分かりました。他、何かございますか。よろしいですか。

春日井委員

これって、今までも毎年こういう検定の方があったんですか。

山下次長

はい、ありました。

春日井委員

分かりました。

赤井教育長

よろしいでしょうか。それではないようですので、議案第 12 号 令和 8 年度使用宝塚市公立学校教科用図書採択に係る基本方針等の策定及び教科用図書の調査研究の諮問について、原案通り可決でよろしいでしょうか。

委員

(承認)

赤井教育長

ありがとうございます。先ほど事務局からありましたように、ここからの議題は非公開の案件とします。報告事項 宝塚市教科用図書選定委員会の委員の委嘱について、担当課より説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長

続きまして、報告事項 令和 6 年（2024 年）度 2 月及び 3 月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、担当課より説明をお願いします。

【非公開での報告事項あり】

赤井教育長

本日の予定の案件は以上ですが、他に何か報告事項等ありましたらお願いします。

飯田課長

ございません。

赤井教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

————— 閉会 午後 2 時 30 分 —————